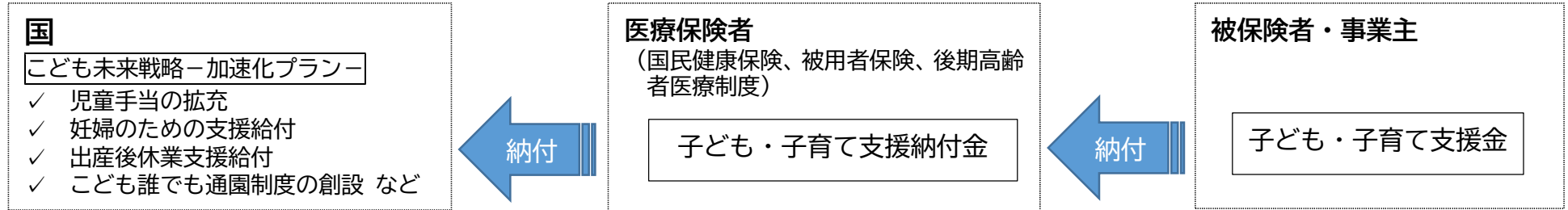


1. 子ども・子育て支援金制度の概要（令和8年4月1日創設）

- 子どもや子育て世帯を社会全体で支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度すべての被保険者に、従来の保険料に加えて、「子ども・子育て支援金」の拠出を求める仕組みです。
- 医療保険者は、「子ども・子育て支援金」を被保険者から徴収し、国に納付することが義務付けられます。



2. 令和8年度以降の国民健康保険料（大阪府統一基準）

現行	医療分	所得割	均等割	平等割
	後期高齢者支援金分	所得割	均等割	平等割
	介護分（40歳～64歳）	所得割	均等割	

+

新規

子ども・子育て支援金分	所得割	均等割
-------------	-----	-----

※子ども・子育て支援金分の賦課方式は、介護分と同様「二方式」

○現行の制度に準じ、低所得者に対する軽減措置（7割・5割・2割）ならびに賦課限度額を設ける。

○子育て世帯の負担が増えないよう、18歳未満被保険者の均等割額を10割軽減する措置を設ける。

⇒令和8年3月に条例改正を予定

3. 子ども・子育て支援金に関する試算（令和7年3月、こども家庭庁による試算結果）

一人当たり平均月額	令和8年度見込額	令和9年度見込額	令和10年度見込額
国民健康保険	250円 (一世帯当たり350円)	300円 (一世帯当たり450円)	400円 (一世帯当たり600円)
被用者保険	300円	400円	500円
後期高齢者医療制度	200円	250円	350円

【令和8年度 岸和田市試算】
 ・加入者一人当たり 264円/月
 ・一世帯当たり 369円/月
 ※上記は平均月額であり、所得に応じて差異が生じます。